

意見書案第7号

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年9月30日

逗子市議会議長 丸山治章 殿

逗子市議会議員	眞下政次	
同	田中英一郎	
同	加藤秀子	
同	岩室年治	
同	高野毅	
同	松本寛	
同	佐藤恵子	
同	菊池俊一	

(別紙)

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声の高まりを受け、平成29年6月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われた。

しかし、平成31年3月には、娘に性的虐待を行っていた父親が、被害者の同意のない行為だと認定されながらも、抵抗不能な状態であったと認定することはできないなどとして、無罪とされる判決が相次ぎ、現行の規定のもとでは被害の実態に即した対処が行われているとは言い難い状況である。

平成29年の刑法改正においては、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするという改正法の趣旨を踏まえた対応について、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両院で採択され、また改正法の附則においても、施行後3年を目途として施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされている。

よって、逗子市議会は国に対し、この趣旨を尊重し、被害の実情に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しについて、次の事項を踏まえた上で取り组まれることを強く要望する。

- 1 心理学的・精神医学的知見等についての調査研究データや性犯罪等被害の実態調査結果等を早急にとりまとめ、規定の見直しに反映させること。
- 2 実態調査に基づいた不同意の性行為を刑法に位置付けること。
- 3 地位関係性を利用した性犯罪の規定を設けること。
- 4 現行では軽犯罪法又は迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為を刑法に位置付けること。
- 5 子供や障がい者など、社会的弱者が被害者となった事案について、司法面接制度を関連法に位置付けること。
- 6 平成29年改正時の国会附帯決議の内容を遺漏なく実施し、必要に応じて運用を見直し、次期法改正に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

逗子市議会